

## 平成28年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月25日(木) 午前10時から10時22分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田文利

書記 町田勝一

## 7. 会議の概要

議長 本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

2番、小室委員、4番、町田委員、ご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 8月の2日、申請人〇〇〇〇さん立ち会いのもと、冨田委員と連携し現地を確認いたしました。申請地は、写真になりますが、農地は放牧地のような状態ですが、普通畑に使用可能と思います。あとの所有地の状況、1から6の写真がありますが、①は季節の野菜畑として使用して、季節の野菜が植わっていました。②は、やはり季節の野菜が多数植わっていました。③が農地ですけれども、放牧地みたいなような、現在は少し草で覆われておりましたが、畑として使用できると思います。④は果樹が植わっており

ました。⑤がソバ畑、⑥が稲作で田が植わっておりました。

以上です。審議よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、補助員の説明に移ります。

補助委員の10番、富田委員、お願ひします。

富田委員 ただいま小河推進委員から申し上げたとおり、8月20日に一緒に〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地で説明を受けました。小河委員さんがただいま申し上げたとおりでございます。全ての要件を満たしていると思ひますので、皆様、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございませぬか。よろしいですか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第16号につきましては、許可とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願ひします。

平沼推進委員 平沼です。

昨日、地元の町田委員と現地を確認いたしました。自宅を訪れたら本人はいなかったのですが、奥様がいらして、よく見させていただきました。〇〇-〇が自宅なので、その裏が太陽光発電になり、西側に道路が走っています。そういう状況です。周囲に影響というのは、特にいえば本人の自宅が一番影響を受けるのではないのかと思ひます。

以上でございます。

議 長 続きますして、補助員の説明に移りたいと思います。  
補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 4番、町田です。  
推進委員さんと現地を実踏させていただきまして、農地的にも面積も非常に狭いということもありまして、それも含めて推進委員の言うとおりでございまして、ほかにも影響はないわけですから、どうか認めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。  
続きますして、質疑に移ります。  
7番。

木崎委員 先ほどご説明がありましたけれども、影響があるのは本人の自宅であろうということなのですから、この太陽光システムの図面がついていますが、これはパネルまでを立ち上げるというのが基本でありまして、寸法とか、そういったものはわかりますか。わかったら教えてほしいのです。  
それから、その高さによっては、先ほど影響の話がありましたけれども、近隣の住宅等が密集している部分に太陽光パネルが設置されるということなので、ある程度の太陽光からの反射光の影響も考えられると思うのですが、その辺の関連というのは業者、または申請人の方からの説明はどんな形で進めたか、それをお聞きしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 7番委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この中に図面がありますとおり、大きさは、長さが12.3メートルと12.4メートルで、幅が5.7メートルのものと6メートルのものということで、二通りのものがございます。高さ的には、南側が地盤高です。ゼロの北側が1,700ということで1.7メートルの高さでございまして、光害ということで、なかなか最近、光がよその家に反射したりして、その辺が問題になっているということでございまして、その件につきましては、大きなものに対しては、考慮しておるところなのですが、この見積書を見る限りだと、その光害のシミュレーションをしたような図面は、ついていないと思います。この太陽光につきましては、低いことと、発電出力が20.4キロワットということで、一般家庭ですと10キロ以下ですが、一般家庭の倍程度の太陽光パネルで、低いことと、太陽光の反射については、影響は少ないと考えているところなのです。事務局としては以上でございまして。

議 長 7番さん、よろしいですか。  
7番。

木崎委員 そうしますと、近隣の住宅関係に光害については、最小限あるとは思いますが、それほどの影響はない、こんなのでいいのですか。ただ、これを設置したために近所から反射光がまぶしくてとか、そういったものが影響したときに、誰がそれを後の処理をするのかということです。農業委員会でこれを認めてしまったからできてしまったのだと言われては、農業委員会としての責任を感じ受けたので、先ほど質問をいたしました。

議 長 休憩します。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時18分

議 長 再開いたします。

事務局、答弁をお願いします。

事務局 7番委員さんのご質問の光害でございますけれども、私どもに提出された書類から見ますと、シミュレーションをしたような形跡はございません。ただし、農地法の許可申請書の欄を見ていただきますと、農地転用により周囲の農地等に迷惑をかけることはありません。万が一被害を生じた場合には、一切の責任を持って対処いたしますということで、被害等がありましたら本人が責任を持って対処するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 他にございませんか。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。

初歩的な確認なのですが、この畑は、地目としては今後どういう位置づけの地目になるのですか。雑種地だとかいう名目があると思いますが、その辺について教えてください。

議 長 事務局。

事務局 9番委員さんのご質問ですが、今後この地目はどういう地目になるかということですが、この場合は、転用でございますので、雑種地になります。営農型太陽光発電も横瀬町に過去にありましたけれども、あの場合ですと、皆さんもご承知のとおり基礎部分のみが雑種地に転用になるということでご承知していると思ひます。今回の場合は全転用になりますので、雑種地

になります。

以上でございます。

議長 9番さん、よろしいですか。

9番。

岸岡委員 書類上からそれを答えるべき書類は、読み取れるのでしょうか。この書類を見る限り読めないのですが、お願いします。

議長 事務局。

事務局 再度の質問にお答えさせていただきます。

この書類におきましては、農地転用における申請書の書類でございますので、将来的の地目については、〇〇〇で不動産登記法及び固定資産評価基準に基づいて評価を決定して課税することでございますので、農業委員会のこの申請書にはそこまでの書類は、提出義務はございません。

以上でございます。

議長 9番さん、よろしいですか。

岸岡委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第17号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまし

て閉会といたします。

(午前10時22分)